

様式 A - 2

不利益処分一覧表

(平成 31 年 (2019 年) 4 月 25 日作成)

[所管：健康医療部保険給付課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	国民健康保険法	42-2	一部負担金の徴収	B
2	国民健康保険法	60	故意の場合の給付制限	B
3	国民健康保険法	61	闘争、泥酔等の場合の給付制限	B
4	国民健康保険法	62	療養の指示に従わない場合の給付制限	B
5	国民健康保険法	63	強制診断等を拒否した場合の給付制限	B
6	国民健康保険法	65-1	不正利得の徴収	A
7	国民健康保険法	65-2	保険医等に対する連帯納付命令	B
8	国民健康保険法	65-3	保険医療機関等に対する返還命令	A
9	豊中市国民健康保険条例 施行規則	9	一部負担金の減免及び徴収猶予の取消等	A
10	豊中市介護保険規則	3-5①、②	居宅介護サービス費等及び介護予防サービス費等の額の特例の承認変更・取り消し	A
11	豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例	14	助成費の返還	A
12	豊中市老人医療費の助成に関する条例	12	助成費の返還	A

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	一部負担金の徴収	
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 42 条第 2 項	
所管部課（室）係名	健康医療部保険給付課	
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、国民健康保険法の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	故意の場合の給付制限	
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 60 条	
所管部課（室）係名	健康医療部保険給付課	
処 分 基 準	関係条項	
	基準	被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	闘争、泥酔等の場合の給付制限	
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 61 条	
所管部課（室）係名	健康医療部保険給付課	
処分 基準	関係条項	
	基準	被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	療養の指示に従わない場合の給付制限	
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 62 条	
所管部課（室）係名	健康医療部保険給付課	
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	<p>保険者は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	強制診断等を拒否した場合の給付制限	
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 63 条	
所管部課（室）係名	健康医療部保険給付課	
処分 基準	関係条項	
	基準	<p>保険者は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第六十六条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>(強制診断等)</p> <p>第六十六条 保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	不正利得の徴収	
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 65 条第 1 項	
所管部課（室）係名	健康医療部保険給付課	
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	保険医等に対する連帯納付命令	
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 65 条第 2 項	
所管部課（室）係名	健康医療部保険給付課	
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者がある場合で、保険医療機関において診療に従事する保険医又は規定する主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して不正利得による徴収金を納付すべきことを命ずることができる。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	保険医療機関等に対する返還命令	
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 65 条第 3 項	
所管部課（室）係名	健康医療部保険給付課	
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	<p>保険者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払い等を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	居宅介護サービス費等及び介護予防サービス費等の額の特例の承認変更・取り消し	
根拠法令及び条項	豊中市介護保険規則第3条第5項第1号・第2号	
所管部課（室）係名	健康医療部保険給付課	
処分基準	関係条項	
	基準	<p>以下の項目に該当するときは、保険給付の額からこの条の適用を受けなかったとした場合の介護給付等に係る保険給付の額を控除した額に係る金額の全部若しくは一部を徴収することができる。</p> <p>(1) 収入その他の事情の変化によりその承認の内容が不相当と認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によりその承認を受けたと認められるとき。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	助成費の返還	
根拠法令及び条項	豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例第 14 条	
所管部課（室）係名	健康医療部保険給付課	
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	偽りその他不正の手段により、医療費の助成を受けた者があったときは、その者から助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	助成費の返還	
根拠法令及び条項	豊中市老人医療費の助成に関する条例第 12 条	
所管部課（室）係名	健康医療部保険給付課	
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	偽りその他不正の手段により、医療費の助成を受けた者があったときは、その者から助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。
	参考事項	
備考		